

6 通勤手当

通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員、又は自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員に支給する。

(1) 支給要件

次の（ア）から（ウ）において、それぞれに掲げる要件をすべて満たしていること。

（ア）交通機関等の利用者

- （i）交通機関等の利用を常例とすること。
- （ii）運賃等の負担を常例とすること。
- （iii）通勤距離が片道2km以上（2km未満であるが、交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員を含む。（イ）自動車等の使用者及び（ウ）交通機関等と自動車等の併用者において同じ。）であること。

（イ）自動車等の使用者

- （i）自動車等の使用を常例とすること。
- （ii）通勤距離が片道2km以上であること。

（ウ）交通機関等と自動車等との併用者

- （i）交通機関等と自動車等との使用を常例とすること。
- （ii）運賃等の負担を常例とすること。
- （iii）通勤距離が片道2km以上であること。

(2) 支給額

（ア）交通機関等の利用者

1 箇月当たりの運賃等相当額（注1）の区分に応じ、次に定める額とする。

a 55,000円以下の場合

支給単位期間の通勤に要する運賃等の額（注2）に相当する額とする。

なお、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- ① 定期券（注3）を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等支給単位期間の定期券の価額
- ② 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

（注1）1 箇月当たりの運賃等相当額とは、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額をいう。

（注2）支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額が含まれている場合は、その額の2分の1を減じて得た額（以下「運賃等相当額」という。）とする。

（注3）「定期券」には、交通機関を乗り継いで通勤する区間に、使用可能な定期券を含むものとする。

b 55,000円を超える場合

1 箇月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（2以上の交通機関等を利用している場合は、1 箇月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に最長支給単位期間の月数を乗じて得た額）

$$\left\{ 55,000円 + \frac{1 \text{ 箇月当たりの運賃等相当額} - 55,000円}{2} \right\} \times (\text{最長}) \text{ 支給単位期間}$$

（注）（最長）支給単位期間を乗ずる前の額は、65,000円を限度とする。

（注）交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

条例第11条の7

条例第11条の7

第1項

規則7—38第7条

〔平成11年通知〕
第325号

条例第11条の7

第2項第1号

条例第11条の7

第5項

規則7—38

第15条の3

規則7—38

第6条第1項

(イ) 自動車等の使用者

(i) 普通自動車等使用者

普通自動車等（道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の小型自動車及び軽自動車をいう。以下同じ。）を使用する職員は、当該普通自動車等の使用距離の区分に応じ、次に掲げる額

普通自動車等の使用距離（片道）	支給月額
4 km未満	2,100 円
4 km以上 6 km未満	4,300
6 km以上 8 km未満	5,200
8 km以上10km未満	6,100
10km以上12km未満	7,200
12km以上14km未満	8,500
14km以上16km未満	10,100
16km以上18km未満	11,100
18km以上20km未満	12,400
20km以上22km未満	13,700
22km以上24km未満	14,900
24km以上26km未満	16,200
26km以上28km未満	17,500
28km以上30km未満	18,800
30km以上32km未満	20,100
32km以上34km未満	21,400
34km以上36km未満	22,700
36km以上38km未満	24,000
38km以上40km未満	25,300
40km以上42km未満	26,600

普通自動車等の使用距離（片道）	支給月額
42km以上44km未満	27,900 円
44km以上46km未満	29,200
46km以上48km未満	30,500
48km以上50km未満	31,800
50km以上52km未満	33,100
52km以上54km未満	34,400
54km以上56km未満	35,700
56km以上58km未満	37,000
58km以上60km未満	38,300
60km以上62km未満	39,600
62km以上64km未満	40,900
64km以上66km未満	42,100
66km以上68km未満	43,400
68km以上70km未満	44,700
70km以上72km未満	46,000
72km以上74km未満	47,300
74km以上76km未満	48,600
76km以上78km未満	49,900
78km以上80km未満	51,200
80km以上	52,500

(ii) 普通自動車等以外の自動車等使用者

使用距離の区分に応じ、次に掲げる額

普通自動車等以外の自動車等の使用距離（片道）	支給月額
5 km未満	2,000 円
5 km以上10km未満	4,200
10km以上15km未満	7,100
15km以上20km未満	10,000
20km以上25km未満	12,900
25km以上30km未満	15,800
30km以上35km未満	18,700
35km以上40km未満	21,600
40km以上45km未満	24,400
45km以上50km未満	26,200
50km以上55km未満	28,000
55km以上60km未満	29,800
60km以上	31,600

条例第11条の7

第2項第2号

規則7—38

第11条別表第1

規則7—38

第11条別表第2

<p>(注) 短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、(i)又は(ii)の額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>規則7-38 第12条</p>
<p>(ウ) 交通機関等と自動車等との併用者</p> <p>(i) 自動車等を使用する距離が片道2km以上であるか、又は片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で、利用する交通機関等を通常徒歩の距離内においてのみ利用している場合を除く。)</p> <p>a 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円以下の場合 (ア) a及び(i)に定める額</p> <p>b 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合 「1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額」を(ア)bの算定式中の「1箇月当たりの運賃等相当額」に置き換えて算出した額</p> <p>(ii) (i)以外の職員で1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される職員にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前記(i)の額以上である職員 前記(ア)の額</p> <p>(iii) (i)以外の職員で1箇月当たりの運賃等相当額等が前記(i)の額未満である職員 前記(i)の額</p>	<p>条例第11条の7 第2項第3号 規則7-38 第13条第1号</p> <p>規則7-38 第13条第2号</p> <p>規則7-38 第13条第3号</p>
<p>(3) 支給単位期間</p> <p>(ア) 自動車等の場合 1箇月</p> <p>(イ) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 発行されている定期券の通用期間のうち、それぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間 ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合であって、新幹線鉄道等以外の交通機関に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける新幹線鉄道等以外の当該交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</p> <p>(ウ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月</p>	<p>条例第11条の7 第5項 規則7-38 第15条の3第1項</p>
<p>(4) 新幹線鉄道等の利用の基準</p> <p>通勤のため、新幹線鉄道等を利用する職員で、次の(ア)又は(イ)に該当する職員</p> <p>(ア) 在来線を利用した場合の通勤距離が60km以上である職員</p> <p>(イ) 新幹線鉄道等の利用により乗車時間が在来線を利用した場合の半分以上に短縮される職員</p>	<p>規則7-38第8条</p>
<p>(5) 高速自動車国道等の利用の基準</p> <p>通勤のため、高速自動車国道等を利用する職員で、次の(ア)又は(イ)に該当する職員が、高速自動車国道等を利用した場合に通勤時間が30分以上短縮されること。</p> <p>(ア) 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上である職員</p> <p>(イ) 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上である職員</p>	<p>規則7-38第9条</p>
<p>(6) 支給手続</p> <p>(ア) 届出関係 要件を具備した日から15日(注)以内</p> <p>(注) 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。</p>	<p>規則7-38第3条</p> <p>[平成11年通知 第325号]</p>

なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。

- (i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと
- (ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと（単に届出を失念していた場合は当てはまらない。）
- (iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること

(イ) 支給の始期及び終期

要件を具備した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から15日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日（注）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。

（注）「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

(ウ) 支給額の改定の時期

(i) 増額改定

通勤経路又は通勤方法の変更により増額改定すべき事実が生じた場合は、前記（イ）を準用する。

(ii) 減額改定

通勤経路又は通勤方法の変更により減額改定すべき事実が生じた場合は、前記（イ）の本文を準用する。

(iii) 運賃改定等

運賃の改定又は規則等の改正により1箇月当たりの運賃等相当額に変更が生じる場合には運賃改定の日等を事実の生じた日（次に掲げるものを除く。）として、前記（イ）の本文を準用する。

a 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用するものとして、通勤手当（bの通勤手当を除く。）を支給されている場合において、支給単位期間に対応する定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係る手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。

b 2以上の交通機関等利用者又は併用者で1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合において、定期券又は回数乗車券等の価額に改定があったときは、次に掲げる日を手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなす。

① 改定前及び改定後の通勤手当の額を支給単位期間の月数で除した額が65,000円の場合

手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の最後の月の末日

② a 以外の場合

価額の改定があった定期券又は回数乗車券等の支給単位期間の最後の月の末日（価額が改定される日が支給単位期間の最初の月の初日であるときは、当該初日）

(7) 支給日等

(ア) 手当の支給日

支給単位期間（（イ）（iii）に掲げる場合を除く。）の最初の月の給与支給日に支給する。ただし、支給日までに届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

規則7—38

第15条

平成11年通知
第325号

条例11条の7

第3項

規則7—38

第14条の2第1項

<p>(イ) その他の支給日等</p> <p>(i) 支給日前に離職、死亡した場合 離職、死亡した際に支給する。</p> <p>(ii) 転勤、配置換等により異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるとき その月の初日に所属する課所において支給する。</p> <p>(iii) 2以上の交通機関等利用者又は併用者の場合で、かつ、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えた場合 通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の最初の月の支給日に支給する。</p> <p>(ウ) 高速自動車国道等の利用者は、高速自動車国道等利用実績簿に当月分の利用状況を記入し、領収書等を貼付の上、任命権者に毎月提出する。</p>	<p>規則7—38 第14条の2第2項</p> <p>規則7—38 第14条の2第3項</p> <p>規則7—38 第14条の2第4項</p> <p>平成11年通知 第325号</p>
--	--

(例) ① 交通機関等利用者

1 箇月当たりの運賃等相当額が、55,000円以下の場合

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
地下鉄利用分 6箇月定期(注)		△ (6箇月)					
自動車利用分 毎月支給		△	△	△	△	△	△
通勤手当支給額	地下鉄	61,830					
	自動車	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	合計	67,930円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円	6,100円

1 箇月当たりの 運賃等相当額	地下鉄	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305
	自動車	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	合計	16,405	16,405	16,405	16,405	16,405	16,405

(注) 地下鉄利用分(300円区間として算定)については、回数乗車券等及び6箇月以内の定期券を比較し、6箇月定期券が最も低廉となる場合の例として記載している。

△ は支給日(支給単位期間の最初の月の給与支給日に支給)

地下鉄の支給単位期間: 4月1日~9月30日(次回の支給単位期間: 10月1日~3月31日) 6箇月

自動車の支給単位期間: 4月1日~4月30日(次回の支給単位期間: 5月1日~5月31日) 1箇月

※ 支給単位期間は、原則として定期券の通用期間に対応して設定。

② 交通機関等利用者

1 箇月当たりの運賃等相当額が、55,000円を超える場合

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
地下鉄利用分 6箇月定期(注)		} △ (6箇月分の手当額を一括支給)					
新幹線利用分 3箇月定期							
自動車利用分 1箇月分							
運賃等相当額	地下鉄	61,830					
	新幹線	161,940			161,940		
	自動車	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
合計		229,870円	6,100円	6,100円	168,040円	6,100円	6,100円
通勤手当支給額		376,152円 (62,692円×6箇月)					

1 箇月当たりの 運賃等相当額 (55,000円超)	地下鉄	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305	10,305
	新幹線	53,980	53,980	53,980	53,980	53,980	53,980
	自動車	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	合 計	70,385	70,385	70,385	70,385	70,385	70,385

(注) 地下鉄利用分 (300円区間として算定) については、回数乗車券等及び6 箇月以内の定期券を比較し、6 箇月定期券が最も低廉となる場合の例として記載している。

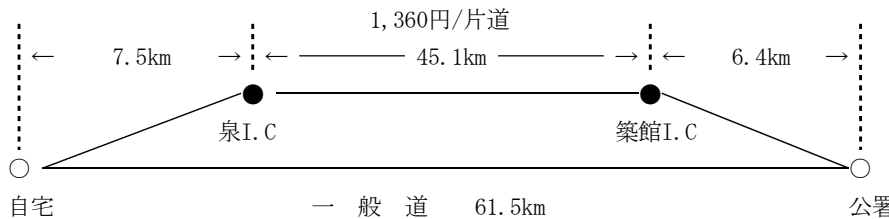
(1 箇月当たりの通勤手当の額)

$$= 55,000円 + \frac{70,385円 - 55,000円}{2} = 62,692円$$

地下鉄の支給単位期間 : 4月1日～9月30日 6 箇月
 新幹線の支給単位期間 : 4月1日～6月30日 3 箇月
 自動車の支給単位期間 : 4月1日～5月30日 1 箇月
 →最長の支給単位期間である6 箇月 (地下鉄の支給単位期間) 分の手当額 (376,152円) を一括支給する。

③ 高速自動車国道等を利用した場合の手当額の算出方法 (E T C利用を除く。)

仙台市泉区内の自宅から栗原市 (築館) 内の公署へ往復とも高速自動車国道等を利用して通勤する場合



- ・高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離及び時間 61.5km 100分
- ・高速自動車国道等を利用する場合の通勤距離及び時間 59.0km 65分 (35分の短縮)

[手当額の算出]

- ・別表第1 59.0km ⇒ 38,300円
- ・運賃等相当額 (通行料金部分)

$$(1,360円 \times 2 \times 21) - (1,360円 \times 2 \times 21 \times \frac{1}{2}) = 28,560円$$

$$\text{手当額は、} 55,000円 + \left\{ (38,300円 + 28,560円 - 55,000円) \times \frac{1}{2} \right\} = 60,930円$$

(8) 返 納

支給単位期間中に (ア) に掲げる事由が生じた場合は、(イ) に掲げる額を返納させることとする。(支給単位期間が1 箇月の通勤手当は除く。)

条例11条の7
第4項

この場合、職員が実際に定期券を購入した日及び実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず、支給単位期間の初日において定期券を購入したものとし、返納事由発生月の末日に払戻しをしたとして得られる額が返納額となる。

(ア) 返納事由

(イ) 支給要件の欠如等

離職し、若しくは死亡した場合又は手当を支給されている職員が要件を欠くに至った場

規則7-38
第15条の2第1項

- 合
- (ii) 通勤経路等又は運賃等の額の変更
 - a 通勤経路又は通勤方法を変更したことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - b 運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (iii) 月の中に休職、専従、自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院修学休業、育児休業、外国派遣、公益的法人等派遣又は停職となった場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
 - (iv) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(イ) 返納額

- (i) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下の場合
 - a 返納額

返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
 - b 返納事由発生月
 - ① (ア) (i) の場合

当該事由が生じた日の属する月（その日が初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
 - ② (ア) (ii) の場合

通勤手当の額が改定される月の前月
 - ③ (ア) (iii) の場合

これらの期間の開始した日の属する月
 - ④ (ア) (iv) の場合

当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間がその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）
 - c 返納の対象となる交通機関等
 - ① (ア) (ii) の場合（変更後の1箇月当たりの運賃等相当額55,000円超の場合を除く。）

当該変更のあった交通機関等
 - ② (ア) (i) (iii) (iv) 及び (ii) の場合で変更後の1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円超の場合

すべての交通機関等
- (ii) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合
 - a 返納額

それぞれ、(a)又は(b)のいずれか低い額

 - ① 1の交通機関等を利用する場合
 - (a) 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除した額×支給単位期間の残月数（注）
 - (b) 払戻金相当額
 - ② 2以上の交通機関等を利用する者又は併用者の場合
 - (a) 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除した額×最長支給単位期間の残月数（注）
 - (b) すべての交通機関等の払戻金相当額及び次のⅠ～Ⅲに掲げる額の合計額
 - Ⅰ 未使用定期券の価額
 - Ⅱ 1箇月当たりの回数乗車券等の価額×残月数
 - Ⅲ 1箇月当たりの自動車等の額×残月数
 - b 返納の対象となる交通機関等

すべての交通機関等

（注）残月数とは、返納事由発生月の翌月から（最長）支給単位期間の最後の月までの月数をいう。

規則7—38

第15条の2第2項

平成11年通知

第325号